

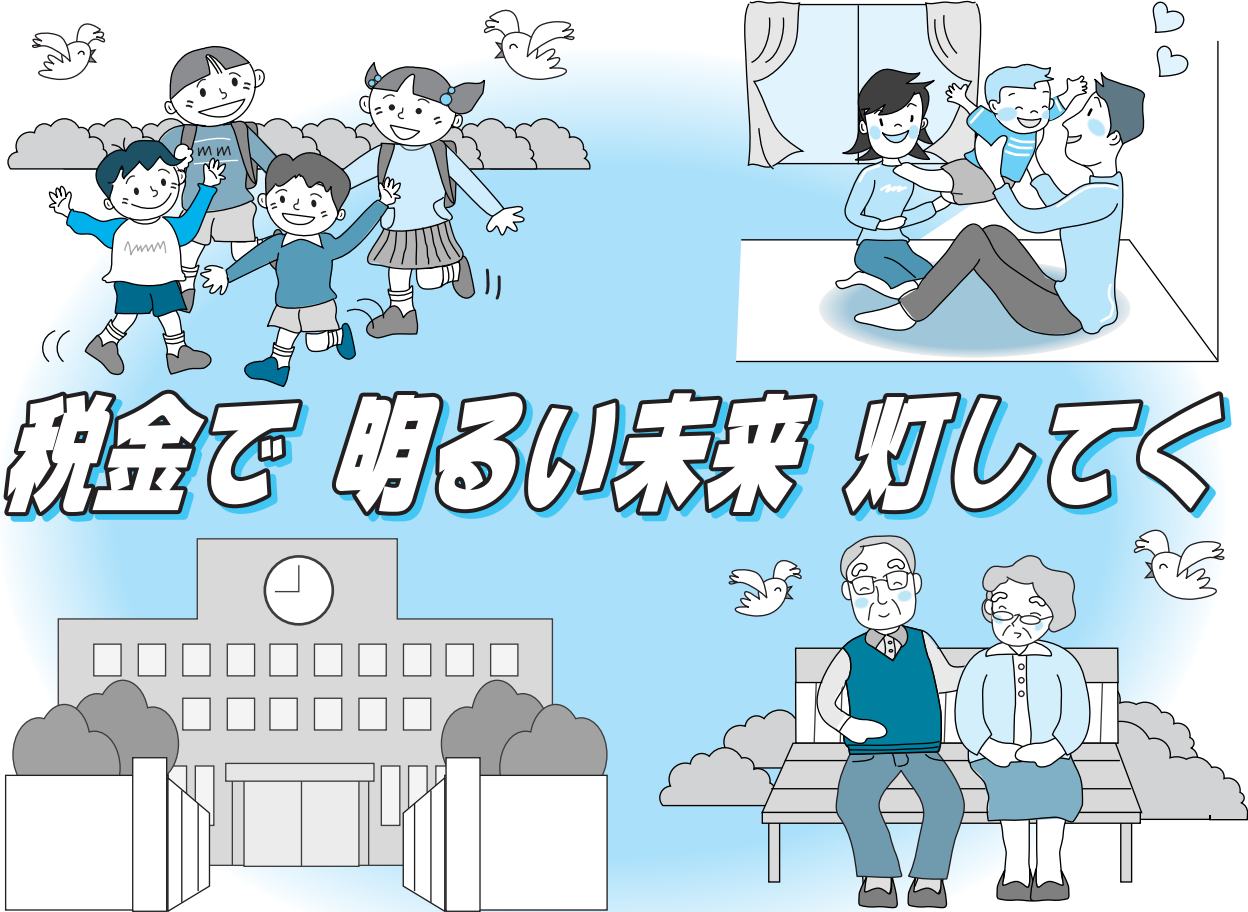
特集 税 TAX

誇れるふるさと草加の創造
…市税がささえています

平成19年
2007年 1月20日

特集に関するお問い合わせ先

草加市役所 総務部 市民税課・資産税課・納税課
埼玉県草加市高砂一丁目1番1号 ☎048-922-0151 (代表)



税金で 明るい未来 灯してく

平成18年度予算の場合、一般会計歳入543億650万円のうち、市民の皆さんに納めていただく市民税や固定資産税などの市税の割合は、**歳入全体の57.9%**を占めています。

そして市では、市税を主な財源として市民の皆さん一人ひとりが、**安全、安心で快適**に生活できるまちを目指して、**福祉、保健、医療**をはじめ、**快適な環境**づくりや、**教育、災害対策**など、市民の皆さんのニーズに対応し、市民の皆さんの視点にたった行政サービスを行っています。

市税は、このような行政サービスに必要な経費をまかなうための貴重な財源であり、市民の皆さんにその費用を広く、公平に分担していただくものです。

特集

- 1 個人の市・県民税の
平成19年度からの主な改正点
- 2 固定資産税・都市計画税について
- 3 平成19年度から各税目の
納税通知書が変わります

4
面
下
段

4
面
上
段

2・3
面

市税等納期一覧

※一覧表内の各期別の下段の日付は納期限日です。

年（西暦）		平成19年（2007）												平成20年（2008）			
税目等	年度	平成18年度			平成19年度												
	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市・県民税 （普通徴収）		市・県民税 平成18年度4期 1月31日			市・県民税 1期 7月2日			市・県民税 2期 8月31日			市・県民税 3期 10月31日			市・県民税 4期 1月31日			
固定資産税 都市計画税		固定資産税 都市計画税 平成18年度4期 2月28日			固定資産税 都市計画税 1期 5月31日			固定資産税 都市計画税 2期 7月31日			固定資産税 都市計画税 3期 1月4日			固定資産税 都市計画税 4期 2月29日			
軽自動車税					軽自動車税 全期 5月31日												
国民健康保険税		国民健康 保険税 平成18年度9期 2月28日			国民健康 保険税 1期 7月2日			国民健康 保険税 2期 7月31日	国民健康 保険税 3期 8月31日	国民健康 保険税 4期 10月1日	国民健康 保険税 5期 10月31日	国民健康 保険税 6期 11月30日	国民健康 保険税 7期 1月4日	国民健康 保険税 8期 1月31日	国民健康 保険税 9期 2月29日		

◎市税などの納付は、手続き簡単な **口座振替** をご利用ください。

申し込み手続きは、市指定金融機関・郵便局または市役所納税課へ
『納税通知書・預金（貯金）通帳・通帳の印鑑をご持参の上お申し込みください。』

◎ **コンビニ** でも納められます。

平成18年度分をコンビニで納める際は、納期限内にバーコードつきの納付書を用い、
ご自分で切り離して、レジへお持ちください。

平成19年度分からは各期別ごとの納付書に変わります（4面下段参照）。

お問い合わせ先 納税課 番号一覧（直通）

管理担当

☎048-922-1098

納税担当

☎048-922-1124

調査担当

☎048-922-1126

1

個人の市・県民税の 平成19年度からの主な改正点

①税源移譲による税率の改正

個人の税負担を変えず、所得税（国税）と市・県民税（地方税）との間で負担割合（税率）を調整することにより、地方の税収を増やす改正です。

②定率減税の廃止

平成11年度から実施された定率減税は、平成19年度をもって廃止されます。

③65歳以上の方の非課税措置の廃止に伴う経過措置

（※平成17年1月2日以降に65歳になられた方を除く）



1 税源移譲による税率の改正について

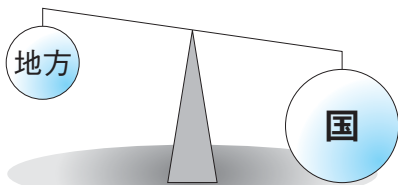


税源移譲とは

「地方でできることは地方で」という方針のもと、地方自治体がサービスを効率よく行うために、自ら財源を確保することができるようになります。これが税源移譲です。

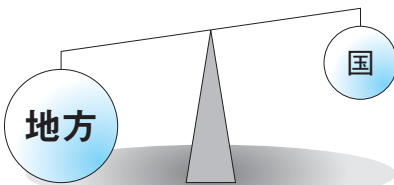
個人の税負担が変わらないように所得税（国税）と市・県民税（地方税）の税率を変えることで、**国の税収が減り、地方の税収が増える**ことになります。

その結果、およそ3兆円の税源が、**国から地方へ移譲**されます。



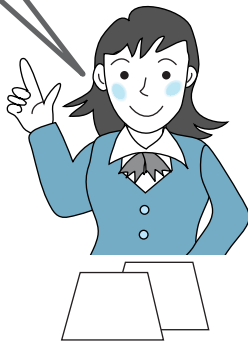
税 収

税源移譲



税 収

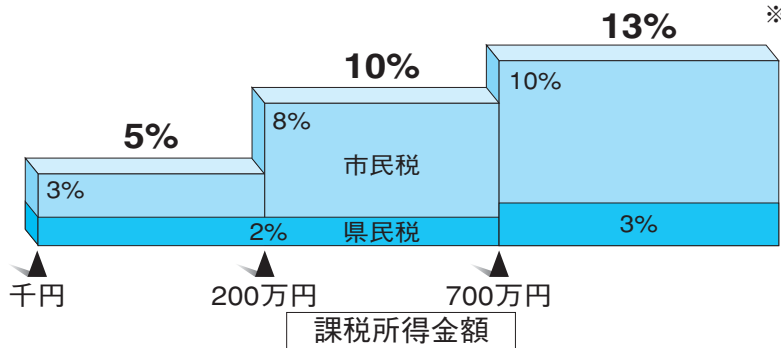
地方分権を積極的に進めていく「三位一体改革」を実現するため、その柱として「税源移譲」が行われます。



税率が変わります

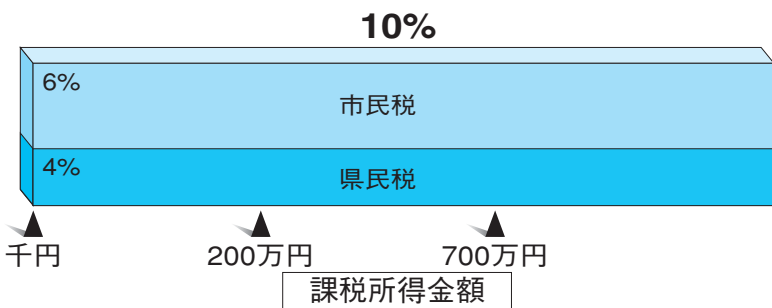
市・県民税は10%（市民税6%、県民税4%）に統一され、所得税（国税）は市・県民税と所得税を合わせた税負担が変わらないように6段階に細分化されます。

市・県民税 変更前

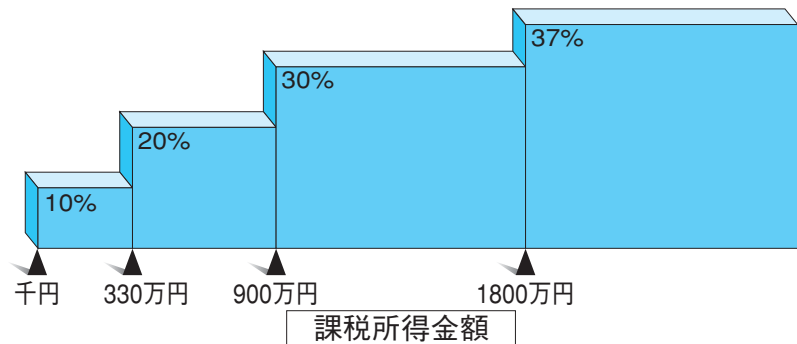


※図中の税率は、市民税と県民税を合わせたものです。

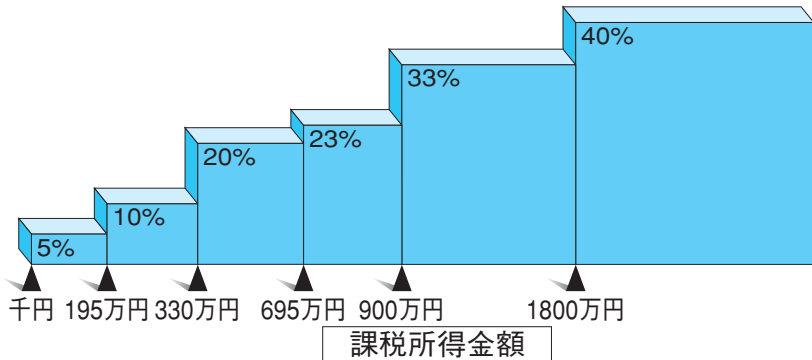
市・県民税 変更後



所得税（国税） 変更前



所得税（国税） 変更後



★課税所得金額とは

給与所得や事業所得などの個人の所得の合計から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除などの諸控除を差し引いた残りの金額のことです。この「課税所得金額」に税率をかけたものが「税額」となります。

CHECK!!

調整控除の適用により税負担は変わりません

市・県民税と所得税では、基礎控除や配偶者控除などの人的控除額に差があります（表1）。したがって、同じ収入金額でも市・県民税の課税所得金額は所得税よりも多くなっているため、例えば市・県民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは税負担が増えてしまうことになります。

このため、人的控除の適用状況に応じて、市・県民税額を減額することにより、負担する税額が変わらないようにしています。この控除の金額を**調整控除額**といいます（表2）。

調整控除を適用することにより、**税源移譲の前後で「市・県民税＋所得税」の納税者の負担は基本的に変わりません。**

ただし、生命保険料・損害保険料の控除などにより、負担額が変わる場合があります。

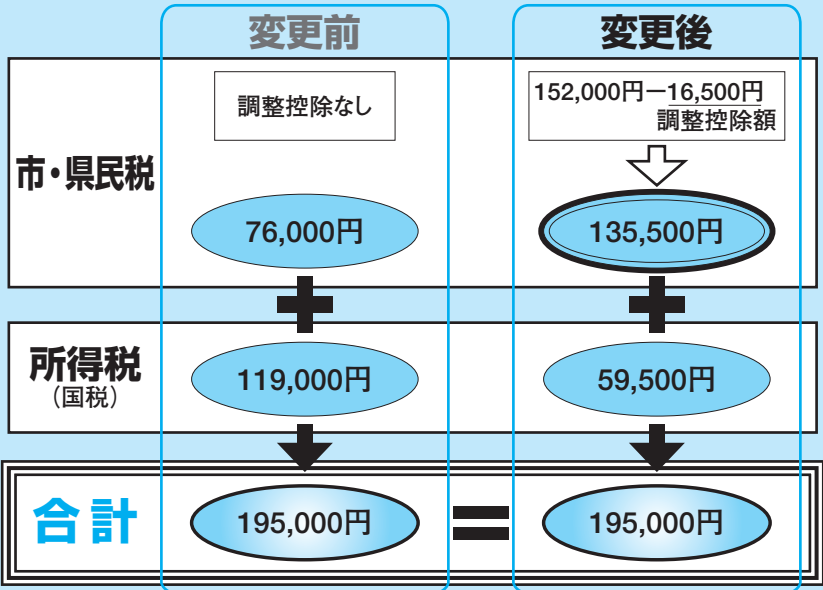
表1 市・県民税と所得税の主な人的控除額

	市・県民税	所得税	控除額の差
基礎控除	33万円	38万円	5万円
配偶者控除	33万円	38万円	5万円
扶養控除	33万円	38万円	5万円
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円
老人扶養控除	38万円	48万円	10万円

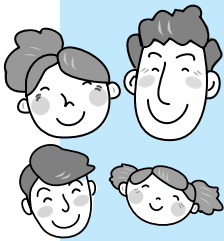
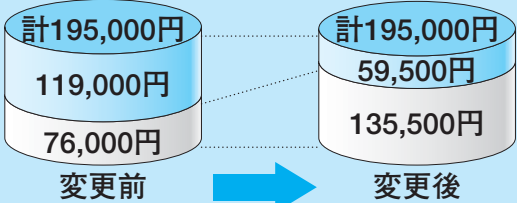
表2 調整控除額の算出式

課税所得金額 200万円以下	次の①、②のいずれか小さい額の5%（市3%、県2%） ①人的控除額の差の合計額 ②市・県民税の課税所得金額
課税所得金額 200万円超	{人的控除額の差の合計額－（課税所得金額－200万円）}×5% ただし、{ }内の金額が5万円以下の場合は、5万円の5% （市3%、県2%）

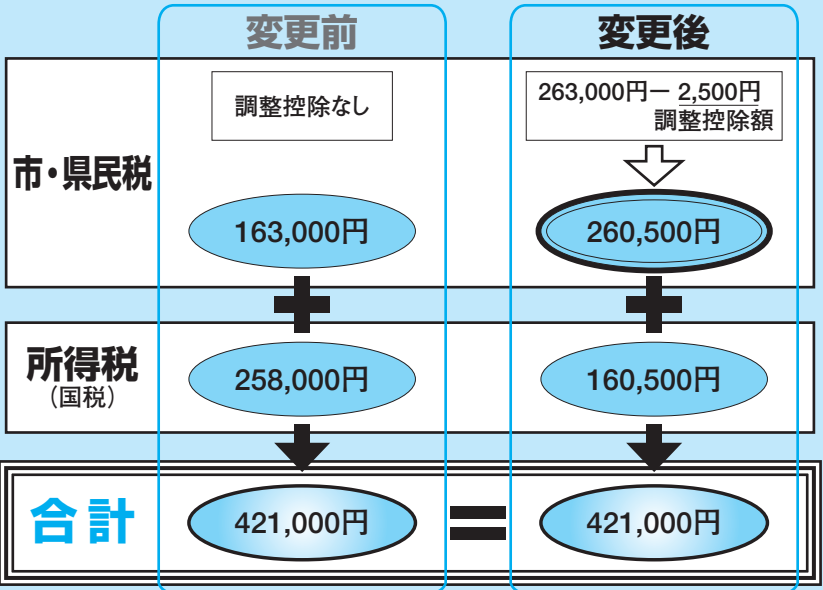
給与収入500万円で 夫婦と子2人の世帯の場合…



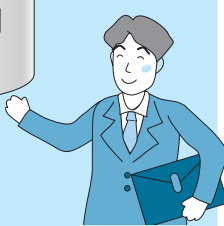
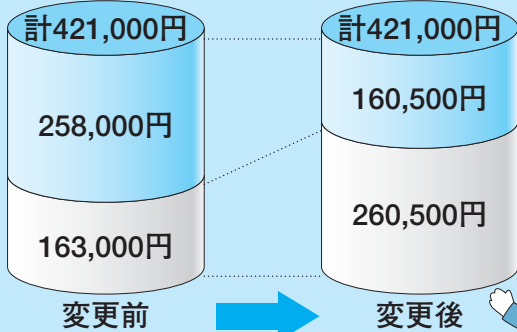
所得税
市・県民税



給与収入500万円の 独身者の場合…



所得税
市・県民税



※子のうち1人が特定扶養親族（16歳～22歳）に該当するものとしています。
※社会保険料50万円が所得から控除されるものとして計算しています。
※変更前の市・県民税は、定率減税前の所得割額で示しています。

税源移譲による市・県民税と所得税の負担の合計は基本的に変わりません。

※定率減税の廃止や皆さんの収入の増減などにより、実際の負担額は変動することがありますので、ご注意ください。

2 定率減税の廃止

【18年度】
所得割額の7.5%減額
(最大2万円)

【19年度から】
定率減税廃止

平成18年度は、市・県民税の所得割額の7.5%（限度額2万円）が減額されていましたが、平成19年度からは廃止となります。

この結果、税源移譲による税の負担は変わりませんが、**定率減税廃止により税負担が増えます。**

3 65歳以上の方の非課税措置の廃止に伴う経過措置

（※平成17年1月2日以降に
65歳になられた方を除く）

平成18年度改正に伴う経過措置により、65歳以上の方で前年の合計所得金額が125万円以下（公的年金収入245万円以下）の方は、平成18年度は均等割1,300円、所得割は3分の1の課税でしたが、平成19年度については均等割2,600円、所得割は3分の2の課税となります（平成20年度からは均等割、所得割ともに全額課税となります）。

	均 等 割		所 得 割	
	市民税	県民税	市民税	県民税
平成18年度	1,000円	300円	3分の1を課税	
平成19年度	2,000円	600円	3分の2を課税	
平成20年度	全額課税 (3,000円)	全額課税 (1,000円)	全額課税	

お問い合わせ先
市民税課（直通）

市民税担当
☎048-922-1042

2 固定資産税・都市計画税について

固定資産税とは

どんな税金ですか

土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）を所有している方が、その固定資産の価格をもとに算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納めていただく税金です。

納めるのは誰ですか

毎年1月1日（賦課期日）に固定資産を所有している方に納めていただきます。

納めるのはいつですか

年4回の納期ごとに納めていただきます。

固定資産の価格は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき評価しています。

経済の変化を価格に反映させるため、3年ごとに土地・家屋の評価を見直すこと（評価替え）になっています。次回の評価替えは平成21年度です。

Q 12月に土地・家屋を売却し、1月中旬に所有権移転登記をした場合は、誰が納税義務者ですか。

A 1月1日現在、登記簿に所有者として登記されている方が納税義務者となります。

Q 固定資産税は、いつからいつまでの税なのですか。

A 賦課期日現在において固定資産課税台帳に所有者として登録されている方に対して、その年の4月1日から始まる会計年度分として納めていただく税であり、いつからいつまでの期間に応じて納めていただく税ではありません。

年の途中の売買による税の負担割合については、売主と買主の当事者間で話し合うことになります。

都市計画税とは

都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるために、市街化区域内に存在する土地及び家屋を所有している方に固定資産税とあわせて納めていただく税金です。

固定資産税・都市計画税の税額の算出方法…課税標準額×税率＝税額

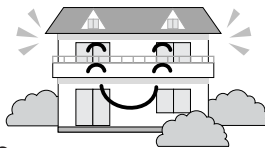
※1…税額計算のもとになる価額です。 ※2…固定資産税1.4%・都市計画税0.25%

住宅ローンを利用してマイホームを購入・新築・増改築した方は

一定の条件により住宅借入金等特別控除（所得税）が受けられます。
詳しくは、下記へお問い合わせください。

川口税務署 ☎048-252-5186

タックスアンサー ☎048-647-4444 <http://www.taxanswer.nta.go.jp>



お問い合わせ先 資産税課 番号一覧（直通）

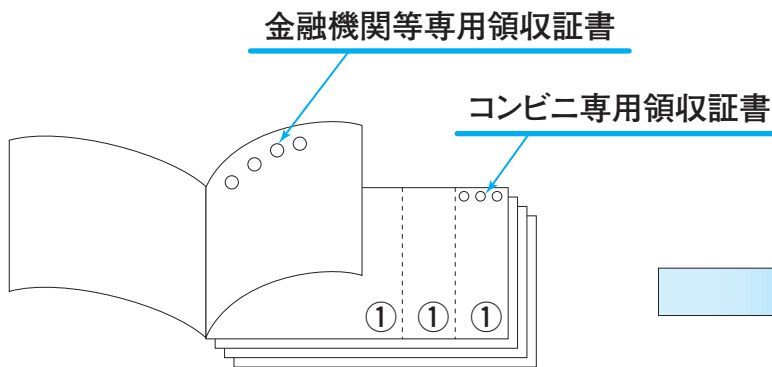
土地担当	☎048-922-1081
家屋担当	☎048-922-1092
償却資産担当	☎048-922-1068

3 平成19年度から 各税目の納税通知書が変わります

平成18年度までは、領収証書として市指定金融機関、郵便局とコンビニで別々に発行していましたが、平成19年度からは領収証書が共通になります。

また、平成18年度までは納税通知書と納付書が一冊となって送付していましたが、平成19年度からは納税通知書と納付書が別々となり、まとめて送付されます。

平成18年度まで

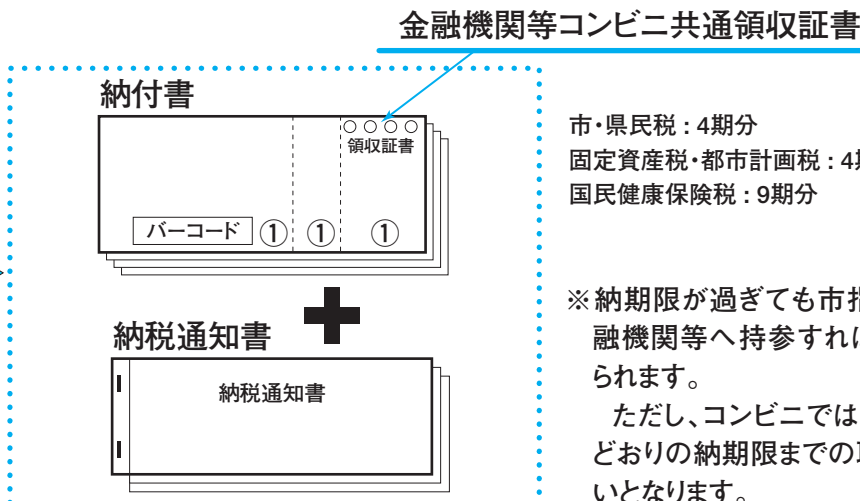


※納税通知書と納付書が一冊にまとめられて送付されていました。

平成19年度から

※納税通知書と納付書が別々になり、まとめて送付されます。

※納付される際は、納付書のみをお持ちください。



市・県民税：4期分
固定資産税・都市計画税：4期分
国民健康保険税：9期分

※納期限が過ぎても市指定金融機関等へ持参すれば納められます。

ただし、コンビニでは、従来どおりの納期限までの取り扱いとなります。

※平成19年度からは各期別ごとの領収証書になりますので、保管には十分ご注意ください。

※平成19年中における延滞金の割合（特例基準割合）が変わりました（納期限の翌日から1ヵ月を経過する日までの期間についての平成19年中における特例基準割合は年4.4%になりました）。